

# 新型コロナウイルス感染症関連 各種支援制度を紹介します

※詳しくは、市ホームページをご覧ください

## 個人・世帯向け各種支援制度

### 給付金制度

#### 【国】特別定額給付金

詳しくは、特集号1面をご覧ください。

#### 【国】子育て世帯への臨時特別給付金

☎令和2年4月分（15歳に達する日以後の最初の年度末を経過し、4月分が対象外となる方は3月分）の児童手当受給者（特別給付該当者は除く）

■給付額 児童1人当たり1万円

■支給 公務員以外の方（申請不要）は6月中旬に児童手当振込口座に振込。公務員の方（申請必要）は7月下旬以降順次

#### 【市】児童扶養手当受給者支援臨時特別給付金

ひとり親世帯を支援する観点から、児童扶養手当受給者に

対し、臨時・特別の措置として、給付金を支給します。  
☎令和2年5・6月分の児童扶養手当受給者（対象者には案内を送付。申請不要）

■支給 7月中旬に児童扶養手当の令和2年5・6月分と同じ額を同手当振込口座に振込

☎子育て支援課手当助成係（☎042-387-9839）

#### 【国】住居確保給付金

☎離職、やむを得ない休業等によって、収入を得る機会が減少した方（支給要件はお問い合わせください）

■支給上限額（例）53,700円～69,800円（世帯人数による。原則3か月間）

☎自立相談サポートセンター（☎042-386-0295）



### 貸付制度

#### 【国】緊急小口資金

☎休業等により収入が減少し、緊急かつ一時的な生活維持のために貸付を必要とする世帯

■貸付額 20万円以内

■受付場所 市社会福祉協議会、中央労働金庫（郵送のみ）

☎個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター（☎0120-46-1999＝土曜・日曜・祝日を含む、午前9時～午後9時）

#### 【国】総合支援資金

☎収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯

■貸付額 2人以上の世帯＝月額20万円以内▷单身世帯＝月額15万円以内

■受付場所 市社会福祉協議会 ☎都社会福祉協議会（☎03-3268-7171）、市社会福祉協議会（☎042-386-0294）



## その他の制度

### 【市】国民健康保険・後期高齢者医療保険の傷病手当金を支給

☎国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者（給与等の支払いを受けている者に限る）のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者または発熱等の症状があり同感染症の感染が疑われる者で、療養のため労務に服することができない者（個人事業主は対象外）

■支給期間 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

■支給額 直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数

※給与等の全部または一部を受けることができる場合は、支給額を調整または支給しない場合があります

■適用期間 令和2年1月1日～9月30日の間で療養のため就労することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は最長1年6か月まで）

#### ■申請方法

申請する場合は、必ず事前にお問い合わせください。

▷国民健康保険

申請書は、市ホームページからダウンロードできます。

▷後期高齢者医療保険

申請書は、東京都後期高齢者医療広域連合ホームページからダウンロードできます。

☎▷国民健康保険＝保険年金課国民健康保険係（☎042-387-9833）

▷後期高齢者医療保険＝都後期高齢者医療広域連合お問合せセンター（☎0570-086-519）

### 【市】高齢者のみ世帯の冷房機器等の購入・設置費の助成

☎申請日現在、小井井市に住居登録のある方で、次の要件をすべて満たす方▷65歳以上のひとり暮らしの方または65歳以上の高齢者のみの世帯の方▷自宅にエアコン（故障中のものを含む）が未設置の世帯の方※生活保護受給世帯の方は除く

■助成対象機器 6月1日～7月31日に購入したエアコン・冷風機・冷風扇・扇風機・サーキュレーター・除湿機の中から2点まで

☎予算に達し次第終了

■助成金額 合計5万円を上限（1世帯1回）

■申請書配布場所 介護福祉課※申請書の取得が困難な方はお問い合わせください

☎8月31日（消印有効）までに、郵送で必要事項を明記した申請書、購入製品名・金額・購入日・型式記載の領収証またはレシートの写し、製品の保証書写し、申請者名義の通帳の写し（金融機関名、店番号、預金種別、口座番号のわかるもの）を介護福祉課高齢福祉係（〒184-8504住所不要・市役所第二庁舎2階☎042-387-9843）へ

### 【市】就学援助制度

市内にお住まいで国立および公立の小・中学校に通学し、経済的な理由により教育費の支払いにお困りの保護者の方に教育費の一部を援助しています。

☎学務課学務係（☎042-387-9874）

### 【市】就学援助準要保護世帯に学校給食費相当額を支給

令和2年度の就学援助準要保護世帯に対して、市立小・中学校の臨時休業期間中の学校給食費に相当する額を支給します。

※平成31年度については支給済み

☎学務課学務係（☎042-387-9874）

### 【市】保育園の登園自粛に伴う保育料の負担軽減

認可保育所、地域型保育施設、認定こども園の0～2歳児を対象に、登園を自粛していただいた日数により保育料を軽減します。詳細が決まり次第、市からお知らせします。

☎保育課保育係（☎042-387-9846）

### 【市】学童保育所の登所自粛に伴う育成料の負担軽減

学童保育所の登所を自粛していただいた日数により育成料を軽減します。詳細が決まり次第、市からお知らせします。

☎児童青少年課学童保育係（☎042-387-9847）

### 【市】タクシー券等の配布

妊娠中の方に対し、タクシー券の機能を兼ねたチケットを配布します。

☎健康課健康係（☎042-321-1240）



## 事業者向け各種支援制度

### 給付金制度

#### 【市】小井井市事業継続支援給付金

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い売上が減少している市内事業者を対象に、固定費の負担軽減等を図り、事業継続の支援をすることを目的とした、給付金を支給します。

☎以下の要件を満たす中小企業者等※支給要件については、市ホームページをご覧ください

■給付額 1対象物件当たり20万円

■申請期限 8月31日（消印有効）まで

■申請方法 市ホームページから申請書をダウンロードし、提出書類をそろえて、郵送で、経済課産業振興係（〒184-8504住所不要・市役所第二庁舎4階☎042-387-9831）へ

#### 【市】感染拡大防止協力金

■支給額 50万円（2事業所以上で休業等に取り組む事業者は100万円）

☎東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター（☎03-5388-0567＝土曜・日曜・祝日を含む、午前9時～午後7時）

#### 【市】テイクアウト・宅配等を始める飲食店経営者への支援

■助成限度額 100万円

☎東京都中小企業振興公社経営戦略課業態転換担当（☎03-5822-7232＝土曜・日曜・祝日を除く午前9時～午後4時30分）



#### 【市】持続化給付金

■給付額▷法人＝200万円▷個人事業者＝100万円（いずれも昨年1年間の売上からの減少分が上限）

☎持続化給付金事業コールセンター（☎0120-115-570＝土曜・日曜・祝日を含む、午前8時30分～午後7時※7月は土曜・祝日を除く）

#### 【市】雇用調整助成金

事業主が雇用維持のために要した休業手当などの費用の一部を助成する制度です。

☎▷ハローワーク立川（☎042-525-8609＝土曜・日曜・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分）▷ハローワーク助成金事務センター（☎03-5337-7418＝土曜・日曜・祝日を除く午前9時～午後5時15分）

#### 【市】小学校休業等対応助成金（企業向け）

有給休暇を取得させた企業に対する助成金です。

☎学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金等コールセンター（☎0120-60-3999＝土曜・日曜・祝日を含む、午前9時～午後9時）

#### 【市】小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向向け）

契約した仕事ができなくなった、個人で仕事をする保護者への支援金です。

☎学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金等コールセンター（☎0120-60-3999＝土曜・日曜・祝日を含む、午前9時～午後9時）

## 貸付制度

### 【市】東京都の中小企業向け融資

融資の受け付けは取扱指定金融機関で行っています。

☎都産業労働局金融部金融課（☎03-5320-4877＝土曜・日曜・祝日を除く午前9時～午後5時）

### 【市】日本政策金融公庫・商工組合中央金庫の貸付等

経営が悪化した事業者を対象にした貸付制度があります。

☎日本政策金融公庫▷中小企業の方は立川支店（☎042-528-1261）▷個人企業・小企業の方は三鷹支店（☎0422-43-1151）、商工組合中央金庫（☎0120-542-711）※いずれも土曜・日曜・祝日を除く午前9時～午後5時（窓口営業は3時まで）



4号



5号